

山梨県環境影響評価等技術審議会概要

日時 平成24年6月15日 14:30~17:00

会議出席者

<環境影響評価等技術審議会委員>

片谷教孝会長、石井信行委員、大久保栄治委員、工藤泰子委員、坂本康委員、鈴木邦雄委員、高木直樹委員、田中章委員、角田謙朗委員、早見正一委員、平林公男委員、福原博篤委員

<事業者等>

○事業者

山梨県県土整備部道路整備課高速道路推進室 中村室長補佐、名取室長補佐、壺屋副主幹
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所調査第二課 長井係長

株式会社長大 轟氏、川野氏、津田氏、茂木氏

株式会社福山コンサルタント 大塚氏

山梨県県土整備部道路整備課 秋山課長補佐、立川副主幹

○都市計画決定権者

山梨県県土整備部都市計画課 武藤副主幹

<事務局>

環境創造課 小島徹課長、依田真司課長補佐、土橋史主査、望月剛専門員、三枝富昭主事、岩浅真利子技師

次第

- 1 開会
- 2 環境創造課長あいさつ
- 3 議事
 - 議題1 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間 環境影響評価準備書について
 - 議題2 その他
- 4 閉会

資料

- 1) 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間環境影響評価準備書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解
- 2) 山梨県環境影響評価等技術審議会議事録（平成24年3月2日）
（都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る前回の審議内容）
- 3) 山梨県環境影響評価条例の改正について

1 開会

(進行 依田課長補佐)

定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

2 あいさつ

(進行 依田課長補佐)

議事に入る前に、小島環境創造課長より、ごあいさつ申し上げます。

(小島課長)

委員の皆様方にはお忙しいところ、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題でございます「都市計画道路甲府外郭環状道路東区間 環境影響評価準備書」につきましては、本年3月2日に審議会を開催いたしまして、事業内容などについてご説明をしていただいたところでございます。

その際のご意見などを踏まえまして、5月11日に事業者より準備書についての意見の概要と事業者の見解が送付されました。これによりまして、知事は9月7日までに意見を述べることとされておりますので、本日は委員の皆様方には更なるご意見やご質問を頂戴いたしまして、またこれを基に知事意見の骨子案を整理してまいりたいと考えております。

限られた時間ではございますけれども、ご審議の程よろしくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(進行 依田課長補佐)

小島課長につきましては、6月の定例県議会の対応のため、恐縮ですが中座させていただきます。

3 議事

(進行 依田課長補佐)

それでは、議事に移りたいと思います。

本審議会は、山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。

本日は、15名の委員のうち、12名のご出席をいただいておりますので、山梨県環境影響評価条例第47条第11項に規定される、2分の1以上の出席が得られましたので本審議会が成立していることをご報告いたします。

なお、福原委員と坂本委員につきましては、若干遅れてご出席いただけるとご連絡をいただいております。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。議長は会長が務めることになっておりますので、片谷会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(片谷会長)

皆様方にはお忙しいところ、また今日は甲府らしいといえば甲府らしい、蒸し暑い天気の中、お集まりいただきましてありがとうございます。事業者の皆様方もお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

審議に入ります前に、いつものことでございますけれども、運営方針の確認をさせていただきます。本審議会につきましては、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論いただきまして、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについて、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とすること。また、

議事録については、発言者名を含む議事録を公開する、ということになっておりますので、ご確認をお願いいたします。

本日の審議につきましては、希少動植物保護の観点に係る審議がございますので、この部分につきましては非公開で行うことにさせていただきますので、ご承知をお願いします。

本日の議題でございますけれども、先ほど、課長からお話がありましたとおり、都市計画道路甲府外郭環状道路東区間 環境影響評価準備書でございます。まず、前回の審議会での質問事項や指摘事項について、事業者から補足のご説明をいただきまして、その後、質疑と審議を行います。希少動植物に関する審議については、後半で、非公開で行うことにさせていただきます。

議題 1) 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間 環境影響評価準備書について

(片谷会長)

それでは、早速、前回の審議会における質問事項や指摘事項について、事業者からの補足説明をお願いします。いつものように時間が限られておりますので、簡潔明瞭なご説明をお願いいたします。

(事業者 名取室長補佐)

まず資料 1 からご説明させていただきます。前回の環境影響評価等技術審議会の意見概要と回答となっております。前回 3 月 2 日の技術審議会の中で、十分に回答ができなかったもののみにつきまして回答をさせていただきます。前回お答えしたのものにつきましては、ご説明を割愛させていただきますが、資料には記載してございますので、ご確認をお願いします。

それでは、発言順区分 I D、C E 0 1 5 から始めたいと思います。これにつきましては福原委員より「道路の影響は平成 1 7 年のセンサスの結果を使用しているが、1 0 年後にどのようなようになるか平均年齢や交通形態が変化する中で、どのような補正を行ったかを明確にすることが必要である。」というご指摘をいただいております。これに対しましては、予測に用いた計画交通量は平成 1 7 年道路交通センサスに基づき平成 4 2 年時点を推計しております。平成 4 2 年推計を実施するにあたりましては、インプットデータといたしまして将来交通需要と将来道路ネットワークがございます。将来交通需要は人の移動と物の移動に分けて予測をしております。人の移動につきましては将来の人口及び将来の GDP、物の移動につきましては将来の GDP を基に予測を行っております。将来道路ネットワークにつきましては、現在ある道路のネットワークに平成 2 2 年 8 月時点で事業化をしております箇所を追加したものとなっております。

次に C E 0 2 1 でございます。工藤委員から「意見に対する見解の記載について、『ここに書いてある』という表現では分からない。準備書の該当部分を確認しなければ分からないため非常に不親切である。P 6 - 7 の大気質については、調査地点の選定に至った経緯を記載することとし、回答しているが、見解については要点を記載する必要がある。」というご指摘をいただいております。これに対しましては、準備書についての住民意見に対する見解では、具体的な該当ページと要点を記載いたしました。大気質及び気象の調査地点は、準備書の 8 - 1 - 2 ページに記載したとおり、住居等の保全対象の位置、対象道路の構造及び周辺の地形等を踏まえ、調査地域の現況を適切に把握し得る地点として、方法書記載の地点と同じところですが、1 番、山梨学院川田運動公園、2 番、石和西小学校、3 番、甲府南公民館の 3 地点といたしました。なお、これらの内容につきましては、評価書作成時において反映いたします。

続きまして、C E 0 2 2 でございます。工藤委員から「調査地点の選定の経緯はどのようなものだったのか。」というご質問をいただいております。大気質及び気象の調査地点は、準備書 8 - 1 - 2 ページに記載いたしましたとおり、住居等の保全対象の位置、対象道路の構造及び周辺の地形等を踏まえ、調査地域の現況を適切に把握し得る地点として、次の 3 つの地点を選定しております。これに対して片谷会長から「第 8 章に環境要素ごとに記載されているのか。」というご質問をいただいております。これにつきましては、調査地点の選定理由につきまして、第 8 章の環境要素ごとに記載をし

てございます。更に、工藤委員から「調査地点、予測地点の選定根拠についても記載するべきだ。」というご指摘をいただいております。これにつきましては、大気質の予測地点は、準備書8-1-14ページに記載したとおり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内に住居等の保全対象が存在する地域及び立地することが予測される地域の中で、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を適切に把握できる地点として17地点及び4地域を設定いたしました。また片谷会長から「後日調査地点を記載した部分を特定したページを示すこと。」というご指摘をいただいております。これにつきましては、本日お持ちいたしました補足資料1として添付してございます。内容は図表集の62ページと同じになります。ご確認いただければと思います。

続きまして、CE023でございます。工藤委員より「構造物の気流の変化については、調査を行ったが『マニュアルどおりに行った』ということは、その結果に至った経緯を要点として見解に記載すること。構造物による気流の変化は起こらないと判断した根拠を明確にすること。」というご指摘をいただいております。予測に用いた大気拡散式は、一般地形部及び一般的な道路構造に適用可能な予測式であり、概ね平坦地形で、一般的な道路構造であります当該事業にも適用可能なものと考えております。現地調査により調査地域の気象の条件を十分に把握し、この結果により予測条件となる気象条件の設定を行いました。構造物による気流の変化につきましては、土地利用状況に応じて変化する地表面粗度に関するパラメーターを設定しまして、風速の補正をすることで予測に反映しております。なお、これらの内容については、評価書作成時において反映します。

続きましてCE013でございます。福原委員より「北区間と同様に、騒音等については面的な評価で行い、ポイントごとではなく、全体が把握できるようにすべきである。」というご指摘をいただいております。周辺の住居等の立地状況を勘案し、大気質及び騒音の影響が想定される桜井IC周辺、和戸IC周辺、広瀬IC周辺、落合東IC・落合西IC、これはどれも仮称でございますけれども、これらの周辺については、面的な予測・評価を行っております。結果につきましては図表集の156ページから164ページに記載してございます。

続きましてCE014でございます。福原委員より「資料については、分かりやすく作ったものであり、住民の印象に残るものであるが、パンフレット8ページ、9ページに記載している指標等が古すぎる。同様のデータであっても最新のものを使うべきだ。」というご指摘をいただいております。パンフレットに記載している用語の説明は、北区間と整合を図っているため、指標の図も北区間と同じものを使用しております。なお、今後当該アセス手続等で同様の資料を作成する場合には配慮するようにいたします。

続きまして、CE016でございます。これにつきましては概ねの内容はご回答しているとおりでございますが、片谷会長から「低振動型として販売されているものについては、それを使うということで理解する。」というお言葉をいただいております。それに対しまして表記といたしまして、なお、事業実施段階で使用可能な低振動型建設機械を確認し、工事への採用を検討いたします。また、確認した結果につきましては、事業実施中及び実施後の手続におきまして機器選定の経緯及び結果を明らかにするようにいたします。

続きましてCE020でございます。福原委員より「予測式の使い方について、振動等については、予測式を複数の団体が提案している。歴史的には土木研究所が長いことから、予測式の選定の根拠を明確にすること。」というご指摘をいただいております。自動車の走行に係る振動予測は、「道路環境影響評価の技術手法」に基づき、「振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式」を用いて行いました。この建設省土木研究所の提案式は、計算が容易なため汎用的な手法であり、これまでの調査・研究の資料が豊富に蓄積され、他の手法に比べて検証が十分になされていることから、本予測に用いました。また片谷会長から「他の予測式も検討したのであればその経緯を記載すること。」というご指摘をいただいております。これにつきましては、建設省土木研究所の提案式の他に、日本騒音制御学会が提案する「道路交通振動予測計算方法」がございしますが、環境影響評価への適用及び検証がまだ十分にされていないことから、本予測では用いませんでした。したがって、他の予測

式は検討はしてございません。

続きましてCE017でございます。福原委員より「低周波音については、参考値として L_{G5} で100dB、 L_{50} で90dBを掲げており、出典についても了解しているが、環境省の手引き等の資料に記載されているG特性の L_G で92dB以上のものについては、低周波音が発生していることを認知することとされている。ただし、この評価はEIAの評価の基準とすべきではないとしているものではあるが、 L_G で92dBという数値が示されている以上、なぜ今回100dBを使用することが妥当であるのかについては説明が必要だ。」というご指摘をいただいております。低周波音の予測・評価は、「道路環境影響評価の技術手法」に基づいて行っており、評価に用いる基準又は目標は L_{50} で90dB、 L_{G5} で100dBを用いました。なお、「低周波音問題対応の手引書」に記載されている基準値「G特性音圧レベルで92dB」については、「本参照値は、固定された発生源からの低周波音によると思われる苦情に対応するためのものであり、交通機関等の移動発生源とそれに伴い発生する現象及び発破・爆発音等の衝撃性の発生源から発生する低周波音には適用しない。」とされており、さらに「本参照値は、低周波音によると思われる苦情に対処するためのものであり、対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。」とされています。環境省の参照値「G特定音圧レベルで92dB」については、事業実施段階の工事等の苦情対応において使用することで考慮します。さらに片谷会長から「そうした点は、このようなパンフレットにしっかり書いておく必要がある。これは低周波音に限ったものではなく全般に言えることだ。今後の住民説明に反映させること。」というご指示をいただいております。これにつきましては、今後、当該アセス手続等で同様の資料を作成する場合には配慮いたします。

続きましてCE007でございます。平林委員より「動物について、重要種の選定において、ゲンジボタルが確認されているが選定されていない理由はなにか。」というご質問をいただいております。ゲンジボタルにつきましては、重要種の選定基準に該当しない種でございまして、調査対象地域周辺ではゲンジボタルに関する保護活動等も確認されておられませんことから、選定しておりません。

次に、CE010でございます。湯本委員から「重要種の中にイシガメではなく、スッポンを選んだ理由はなにか。」というご質問をいただいております。この質問に対しまして、3月2日の技術審議会で、イシガメについては現地では確認されているが、確認位置が計画路線より250m以上離れているため、予測調査の対象から外した旨の回答をいたしました。その内容につきまして、少し補足説明をさせていただきたいと思っております。早春季、春季、夏季、秋季における現地での直接観察、フィールドサイン調査の結果、イシガメは早春季に計画路線端から250m以上離れた渋川において1個体のみ目視確認されました。計画路線及び周辺のカメ類の生息環境と考えられる、耕作地の水域及び笛吹川、濁川、平等川等の河川では、クサガメ、アカミガメ及びスッポンが確認されました。確認位置である渋川から耕作地水域への移動は落差があって困難であり、アカミガメ等他種の生息域となっていることから、分布の拡大が考えられないこと、連続する河川においても同様に他種の生息域となっていると考えられます。以上により、確認位置付近の計画路線区域周辺にはイシガメの生息環境はなく、イシガメが生息する可能性が小さいことから、予測評価の対象外としました。また、湯本委員から「スッポンについては、過去、石和において養殖されていた経緯があり、逸脱種の可能性があるため、在来種か否かが疑わしい点がある。逸脱種の可能性を想定している。確認は、DNA鑑定しかない。在来種ではないが種として希少であっても、他の外来種との関連があり扱いは難しい。」というご指摘をいただいております。これにつきましては、ご指摘のとおり、スッポンにつきましては逸脱種である可能性が考えられますが、在来種が含まれている可能性も否定できないことから予測評価を行いました。その結果、すっぽんの生育環境は保全されると予測されました。

続きましてはCE011でございます。これにつきましては、大久保委員から「今後資料を作成する場合には、選定理由および工事区域の外側は対象としないことについて明記すべきである。」というご指摘をいただいております。今後当該アセス手続等で同様の資料を作成する場合には配慮いたします。

続きましてC E 0 1 8でございます。佐藤委員より「動植物の調査範囲については、どのような根拠によるものか。猛禽類の調査において2 5 0 m以内ということはあり得ない。最低でも5 0 0 mもしくはそれ以上である。準備書ではすべてまとめて2 5 0 mとしていることから、根拠を説明すること。」というご指摘をいただきまして、3月2日の技術審議会で、猛禽類については、動植物の調査では猛禽類の繁殖が確認されていないため、それ以上の調査は行っていない旨の回答をいたしておりますが、持ち帰りまして確認いたしましたところ、補足調査を実施していたことが確認できましたため、申し訳ございませんが、訂正をさせていただきまして、改めて回答をさせていただきたいと思っております。動植物の調査は、「道路環境影響評価の技術手法」に基づき、方法書段階の都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から2 5 0 m程度の範囲を目安として実施しました。なお、動物調査の中で、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、サシバ、チュウヒ、ハヤブサの6種の猛禽類を確認しておりますが、いずれも2 5 0 mの範囲内においてディスプレイ等の繁殖を示唆する行動は確認されておられません。猛禽類について繁殖を示唆する行動が確認されていないものの、調査地域内での営巣の可能性を見極めるため、猛禽類の補足調査を実施いたしました。猛禽類補足調査の調査範囲は、都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から概ね2 k mの範囲といたしました。猛禽類補足調査に関する資料につきましては、別途用意してございますので、後ほどご説明させていただきます。

続きまして、C E 0 1 9でございます。平林委員より「予測手法において、道路環境影響評価の技術手法2 0 0 7改訂版により予測等を行ったとしているが、この内容が分からない。8-8-20ページにおいても記載しているが、今回はこの点について詳しく説明すること。」というご指摘をいただいております。動物・植物の予測に関する資料を別途用意しておりますので、後ほどご説明させていただきます。また、動物・植物の予測の検討経緯の資料を作成いたしまして、評価書作成時に反映するようにいたします。

続きましてD E 0 0 1でございます。早見委員の後日意見でございますが、笛吹川と荒川の合流点付近は、オオタカの生態的な意義が大きい場所と思います。専門家の意見を聴くなどして、工事の時期・方法などの検討を加えていただきたい。」というご指摘をいただいております。これにつきましては、ご指摘を踏まえまして、学識経験者に意見を聴くなどいたしまして、工事の時期・方法などの検討を行ってまいります。また、専門家意見及びそれを基に行った検討結果を事業実施中及び実施後の手続において明らかにいたします。

続きましてC E 0 0 1でございます。石井委員の「景観については、北区間と同様であるが、この地域で画面に対して何%という表現で説明しているが、この地域は平面の広がり非常に重要である。例えば、盛土により見えなくなる土地の面積がどの程度あるのかを記述する必要がある。」というご指摘をいただいております。景観の予測は、「道路環境影響評価の技術手法」に基づき、視距離、水平見込角、仰角・俯角、スカイライン切断の有無といった物理的指標を基に、構造物の目立ちやすさ、圧迫感などの変化について予測を行っています。方法書に対する住民意見を踏まえて選定した3箇所での日常的な視点場における予測評価結果を準備書に記載しております。さらに、準備書に対する住民意見を踏まえて、参考検討として、構造物の存在や構造が明確になる地点6箇所を視点場として選定し、フォトモンタージュ法により景観の変化の程度を把握しました。これにつきましても、後ほどご説明させていただきます。検討の結果、これらの視点場からの景観は、構造物が目立ちやすく、景観の構造に変化が生じると予測されました。そのため、環境保全措置は、周辺の景観に調和させることを目的としまして、「盛土法面及び地形改変部などの緑化」及び「構造物及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」を行うことといたしました。

続きまして、C E 0 0 2でございます。石井委員より「ある特定の場所からの視点ではなく、面的若しくは線的な視点での検討が必要である。例えば、背景となる重要な山脈等がこの範囲については盛り土工で見えなくなる等の検討が必要。」とのご指摘をいただいております。景観の予測は、「道路環境影響評価の技術手法」に基づき、フォトモンタージュ法を用いて、主要な眺望景観の変化の程度及び日常的な視点場からの景観の変化の程度を把握することにより行っております。この下の部分に

つきましては、先ほどのCE001と同様ですので、説明は割愛させていただきます。

続きましてCE003でございます。石井委員より「景観についても住民の意見を聴くことになっていたはずだが、人触れでアンケートを行っているが、どのような景観を日常気にしているかというものが、調べられていない。人触れについて『散歩の中で景色を楽しんでいる』という記載はあるが、どのような景色なのかというのが述べられていない。この辺りが不足している。」というご指摘をいただいております。景観においては、方法書に対する住民意見を踏まえて日常的な視点場の地点選定を行っております。また意見概要及び見解の11ページにも示していますとおり、準備書に対する住民意見を踏まえて、参考検討として、構造物の存在や構造が明確になる地点6箇所を視点場として選定し、フォトモンタージュ法により景観の変化の程度を把握しました。人と自然との触れ合い活動の場における利用環境の状況の調査結果については、図表集の128ページから130ページに掲載してございます。本日お持ちしました補足資料2にも示してございますので、ご確認をお願いいたします。

続きましてCE004でございます。石井委員より「北区間と同様に景観の構造の変化とは、何を意味し、どのような対策により保全されるものなのかが不明である。」というご指摘をいただいております。景観の予測は、「道路環境影響評価の技術手法」に基づき、視距離、水平見込角、仰角・俯角、スカイライン切断の有無といった物理的指標を基に、構造物の目立ちやすさ、圧迫感などの変化について予測を行っております。準備書においては、水平見込角から、道路構造物が目立つものと予測されたため、「盛土法面等及び地形改変部の緑化」及び「構造物及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」を行うことにより、この影響の低減を図り、周辺景観に調和させることとしております。なお、参考検討においてデザインの対策イメージを例示していますが、詳細につきましては、事業実施段階で経済性、施工性も踏まえて検討を行う予定でございます。専門家意見及びそれを基に行った検討結果を事業実施中及び実施後の手続において明らかにしてまいります。

続きましてCE005でございます。石井委員より「景観の項と、人触れでの項において川を渡る橋の景観について述べているが、景観のことについて述べられていない理由が不明である。人触れの項で景観に触れているものについては、少なくとも景観で扱う必要がある。」というご指摘をいただいております。準備書に対する住民意見を踏まえて、参考検討として、構造物の存在や構造が明確になる地点6箇所を視点場として選定し、フォトモンタージュ法により景観の変化の程度を把握しました。参考検討を行った地点には、濁川、平等川の渡河部も選定してございます。参考検討の検討経緯及び検討結果については、評価書作成時において反映してまいります。

続きましてCE006でございます。石井委員より「北区間と同様であるが、複数の案を比較して、その結果どうであるのかが不明である。極端ではあるが、盛土と高架の違い、橋梁の構造の違い等、細かくは橋台の位置がどのようになるのか等、本来であれば記載すべき事項である。」というご指摘をいただいております。景観の構造に変化が生じると予測した地点では、環境保全措置の検討において複数案の環境保全措置について検討を行い、道路付属物についても形式、デザイン、色彩の検討を行うことを明記しております。参考検討においてデザインの対策イメージを例示していますが、詳細につきましては、事業実施段階で経済性、施工性も踏まえて検討を行う予定でございます。その他、盛土法面等及び地形改変部の緑化による周辺景観との調和を図る予定でございます。専門家意見及びそれをもとに行った検討結果を事業実施中及び実施後の手続において明らかにしてまいります。

最後になりますが、DE002でございます。早見委員の後日意見でございます。「審議会でも意見が出されたように、フォトモンタージュの表現が、広角過ぎて、実際の景観を表現できていない。また、この写真でスカイライン云々を説明したが適切ではない。もっと生活者の視点に立ち、人口集中地域からの景観を重視したフォトモンタージュを作成していただきたい。例えば、国道〇〇号線を通過する時の景観、最寄の住宅地からの景観、笛吹川〇〇橋からの景観等。景観が悪くなるのは当然で、それを表現したうえで対策を考えなくてはならない。」というご意見をいただいております。景観の予測は、「道路環境影響評価の技術手法」に基づき、フォトモンタージュ法を用いて、主要な眺

望景観の変化の程度及び日常的な視点場からの景観の変化の程度を把握することにより行っております。方法書に対する住民意見を踏まえて選定した3箇所の日常的な視点場における予測評価結果を準備書に記載してございます。さらに、準備書に対する住民意見を踏まえて、参考検討として、構造物の存在や構造が明確になる地点6箇所を視点場として選定し、フォトモンタージュ法により景観の変化の程度を把握いたしました。参考検討の検討経緯及び検討結果については、評価書作成時において反映してまいります。

3月2日の技術審議会におけるご意見、ご質問についての回答は以上でございます。

続きまして本日お配りしております資料につきまして、環境影響評価業務を受託しております株式会社社長大からご説明させていただきます。

(事業者 轟氏)

お手元の資料2に関しまして、景観の追加検討のご説明をさせていただきます。1ページ、追加検討を行った視点場の位置図でございます。準備書において評価をしました主要な眺望点、日常的な視点場、景観資源、これらの他に構造物の存在や構造が明確となる6地点、地図で言いますと①から⑥、この6地点を新たに視点場として選定して、検討いたしました。

その検討の結果が2ページ以降になりますが、①甲府市小曲町、小曲町周辺でのイチゴ狩り等利用者の視点によるフォトモンタージュ写真です。対象の道路構造は盛土構造、一部橋梁区間が入るような形になっております。

3ページ、②甲府市下鍛冶屋町の地点、小瀬スポーツ公園第3駐車場西からの視点によるフォトモンタージュ写真でございます。対象となる道路構造は盛土構造になります。

続いて4ページ、③笛吹市石和町東油川の地点で、平等川渡河部の視点からの絵になります。対象となる道路構造は渡河部の橋梁構造になります。

続きまして5ページ、④甲府市白井町の地点で、国道140号沿道からの視点の絵になります。対象となる道路構造は東油川インターチェンジの橋梁構造となります。

6ページの⑤笛吹市石和町砂原の地点で、砂原集落での道路構造の直近からの視点のフォトモンタージュ写真となります。対象となる道路構造は盛土構造となります。

続きまして7ページの⑥の地点ですが、笛吹市石和町唐柏の地点で、石和西小学校正門付近からの視点のフォトモンタージュ写真となります。対象となる道路構造は橋梁構造となります。

以上6地点のフォトモンタージュ写真について、準備書内で環境保全措置として記載しています「構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」、それから「盛土法面等及び地形改変部の緑化」、この2つの環境保全措置の対策イメージを同じくフォトモンタージュ写真で作成いたしました。

8ページ、視点場①、小曲町のフォトモンタージュ写真を基にいたしまして、対策、2パターンのフォトモンタージュ写真を作成いたしました。対策イメージ1につきましては、一部橋梁が入っていますが、この橋梁のウイング部の化粧処理、盛土部ブロック積のブロックのタイプ変更ということで、こういった構造の処理をすることで得られる対策効果といたしまして、ウイング部及び盛土部ブロック積みの表面のテクスチャを、人工的なデザインから目立たない自然的なデザインにすることで、周辺景観との違和感が緩和されるという効果を得られると考えております。対策イメージ2ですが、在来草本種による植栽のイメージです。植栽による対策効果といたしまして、在来草本を用いた緑化を行うことにより、緑化の施された法面は時間の経過とともに周囲の景観と同化していくため、周辺景観との調和が期待できる。それから、在来種を用いた緑化は、生態系を支える基盤環境の復元の観点からも効果が期待できるといった対策効果が得られると考えております。

続きまして9ページ、環境保全措置のイメージのその2ということですが、視点場⑥、石和西小学校正門付近からのフォトモンタージュ写真を基に、対策イメージを作成いたしました。対策イメージ1ですが、橋脚のエッジ処理をするという対策イメージです。対策効果といたしましては、橋脚に丸

みを付けることで、構造物の堅い印象が緩和されるということが考えられます。対策イメージ2につきましては、中空床版断面形状の変更ということで、右上に断面のイメージがありますけれども、床版の張り出し部分の角ばっているものを角を取ってスレンダーにするというような変更内容でございます。それによる対策効果といたしまして、床版の張り出し部の凹凸をなくすことでスレンダーさが際立ち、すっきりとした印象になるということが期待されます。

続きまして10ページですが、環境保全措置のイメージその3といたしまして、これも同じく石和西小学校のフォトモンタージュをベースに、対策イメージを作成いたしました。ここでは橋梁形式の比較検討ということで、左側が非合成床版鋼板桁橋、メタルの橋梁の橋梁形式と、右側がPC中空床版橋の橋梁形式、この2つの比較をしております。左のメタルの橋梁につきましては、景観性として、桁高が厚いことにより構造物の向こう側の見通しが悪くなり、圧迫感が生じることが考えられます。PC中空床版橋につきましては、景観性としまして、桁高が薄いために構造物の向こう側の見通しが良くなり、圧迫感が軽減されるということが期待されます。

以上、追加検討として行いましたフォトモンタージュによる検討結果になります。

続きまして、資料3として生態系の内容補完についての資料について説明をさせていただきます。こちらは準備書の方で記載しております生態系の予測評価に記載していなかった部分の内容について、ここで改めてご説明申し上げます。

(事業者 川野氏)

1ページですけれども、注目種・群集の選定の経緯、根拠ということで、この注目種・群集の選定にあたりましては、事務局との、当時はみどり自然課であったと聞いておりますけれども、協議を踏まえまして、上位性、典型性、特殊性の観点から、方法書段階でこの1ページに示します表1-1-1、表1-1-2に示します注目種・群集の候補を挙げております。この候補の妥当性につきましては平成19年2月の環境影響評価等技術審議会において審議をしていただいて、「候補として挙がっていなかった両生類・爬虫類の追加も含め、現地調査の結果を見ながら、必要があれば追加していく」と我々としては回答いたしまして、委員からの了承を得ているということになります。

2ページですけれども、候補の絞込みということで、こちらの絞込みは現地調査の結果にて判断しているわけですがございますけれども、その確認が困難と考えられた種・群集や、現地調査の結果、確認個体数が少ない種・群集、生態系の特性を効率的かつ効果的に把握できるような対象とはなりにくい種・群集といったものは除外させていただいた中で、赤の網掛けをしております種につきましては、準備書段階での種・群集として選定しております。

有識者の助言として、具体的なお名前は控えさせていただきますけれども、鳥類・猛禽類・生態系、昆虫類・底性動物・生態系、植物相・植生・生態系、これらの項目についてそれぞれの専門分野の方にそれぞれ2回程度、ヒアリングを行いまして、その妥当性について確認させていただいております。特にチョウ類やトンボ類は具体的な種を選定するより、群集として、例えば「草地性チョウ類」や「止水性トンボ類」として選定した方が、より現地の状況を反映できるのではないかというご意見を伺っております。

次に、注目種・群集の選定結果と、次のページの表1-4-2の注目種・群集の選定ですけれども、まず現地調査の結果を受けて、絞り込む段階で、有識者の助言も踏まえまして、表4-1-1に記号とありますけれども、上位性であれば「行動圏が広い。」とか、「多様な環境を利用する動物のうち、肉食系の動物である。」といったものを、「上①」、「上②」といった記号で、こういった選定条件を基に選定した結果が、表1-4-2になります。上位性、複合環境の、生育・生息基盤が林縁、河川を主に利用するタヌキについては「上①」と、先ほど具体的には説明いたしませんでしたが「親」、これは親近感の「親」を記号化したものでございますけれども、こういったものに該当するだろうということで抽出、選定しております。

次に、地域を特徴づける生態系区分のエリア分けの考え方、手順でございます。フローに沿ってご

説明いたします。まず方法書段階からそうすけれども、文献調査による情報の収集、これにつきましては動植物相、地形、水系、植生等の概況といったものを主に情報として収集するわけですので、そういったものから地域に生息・生育する主な動植物の整理、またその中から注目種・群集の候補の抽出を行いました。また類型として、地形、水系、植生等といったところから、自然環境類型区分の整理、その次に現地調査の段階に入りまして、実際に現地に入って、調査地域を決めて調査に入っていた結果として、その状況を勘案して見直す段階。この見直しによって主な動物・植物の整理をいたしまして、生息・生育基盤との関係から、地域を特徴づける生態系の区分の抽出。あと網掛けしておりますけれども、先ほど言いましたように、上位性、典型性、特殊性、その中の選定基準として我々がやっていく中で取り上げました、親近感、地域住民の関心度といった視点の中から、注目種・群集を選定しているという流れでございます。次に4ページ、地域を特徴づける生態系区分のブロックごとの評価結果ということで、ここでブロックというのは、5ページに図3-1-1がございまして、地域を特徴づける生態系の区分図を載せております。その中で、大きくこのエリアを3つ、A、B、Cというもので区切っております。例えばAであれば濁川から南側の地域、Bというのは濁川から北側、平等川より南側、Cが平等川より北側と、河川で区切ってA、B、Cという区分けをしております。この準備書では、地域を特徴づける生態系区分として、林縁生態系、河川・水田生態系、農耕地生態系、市街地生態系という4つの地域を特徴づける生態系に区分しているのですが、4ページの表3-1-1(1)、(2)ですが、それぞれ準備書の中では、例えば林縁生態系であれば、全ての面積で31.1ha、本事業による改変面積は0.1haですので、この中で改変割合は0.3%という数字を掲げて、予測評価をしております。ただ、これにつきまして、先ほど申し上げましたブロック別に分けて見ますと、例えば林縁生態系であれば、A、Bのグループには林縁生態系の部分はございませんので、Cブロックの数値になる。ただ、その下にあります河川・水田生態系であれば、全てを足すと201.3haとかなり広大な面積があるのですが、Aブロックに144.0ha、Bに50.4ha、Cに6.9haということで、合計して201.3haになる。また、それぞれのブロックの中で、改変面積、改変割合も当然出てくる。同様に、表の右側に主な植生区分、主な動物を掲げておりまして、例えば河川・水田生態系の全体で見ると、休耕田雑草群落からつる植物群落までと植生区分がされるのですが、例えばBブロックの中にはオオイヌタデ群落がない。Cブロックであれば、さらにタチヤナギ群集(低木林)がないということで、一部確認されないものがあるのですが、大きくまとめていく中で、ほぼ同様の植生区分に該当するだろうということで予測をしております。主な動物についても同じような考え方です。

10ページ、こういった整理をいたしまして、注目種・群集および地域を特徴づける生態系の消失・縮小の程度を把握していくわけですが、表4-1-1に予測対象種の選定結果を載せております。この表自体は準備書にも掲載しているものですが、林縁生態系は上位性、典型性、河川・水田生態系は上位性3種、典型性6種に分かれる。その中で草地性チョウ類、シギ・チドリ類、止水性トンボ類についての具体的な種名につきましては、その下に挙げております。

予測結果でございますが、林縁生態系の、まずここでは注目種として掲げたタヌキと、その下の表が草地性チョウ類の予測結果でございます。表の一番右側、予測結果という欄の一番上、「(準備書の記載)」と書いてございますのが、今現在の準備書での記載となっております。その下に、この文章を形成するにあたって、Aブロック、Bブロック、Cブロックの記載がこのような形となっております。林縁生態系につきましては、5ページや6ページの図面を見ただけですと、グリーンの色が林縁生態系となっておりますので、ご覧のとおりCブロックにしかこの生態系がないということで整理させていただいておりますので、林縁生態系に関する記載についてはAブロック、Bブロックに関しては、林縁生態系として位置づけたものはないということで、基本的にはCブロックの記載がそのまま準備書の記載となっております。今のご説明は分かりにくかったと思いますが、11ページを見ただけですと、今度はAブロックにもBブロックにもCブロックにも存在する河川・水田生態系の内容についてですが、例えば、タヌキにつきましては、準備書の記載では上段のようになっておりま

して、例えば「全体の面積201.3haに対して改変面積8.8ha（改変割合4.3%）」とご説明しているのですが、この数字の根拠、基となるものは、それぞれAブロック、Bブロック、Cブロックのところに赤字で記載しておりますように、それぞれのブロックの中での面積と改変割合といったものの積み上げで、準備書に整理させていただいているということです。また、11ページの右側のチョウゲンボウでございますけれども、チョウゲンボウの営巣地は、Cブロックでのみ確認されております。ですので、例えば、Aブロック、Bブロックの記載は、「本種の生息基盤が存在するものの、営巣地は計画路線区域周辺にはない。」という表現になります。ただCブロックにつきましては、「営巣地は計画路線周辺に位置する。」ということで、こういった記載が変わってくる。それを準備書の中では少しまとめたような形になってしまっておりますので、それぞれのブロックでの記載のトーンがずれたような形になっておるのですけれども、こういった各ブロックでの状況を基に、記載させていただいています。

次に同様のものが続きますので、15ページを見ていただきたいのですが、表4-2-13、これは、今までは地域を特徴づける生態系の注目種・群集について述べてきたのですが、ここでは地域を特徴づける生態系の予測結果でございます。同じように、一番上の行から、現在の準備書の記載となっているのですが、例えばAブロックですと、大きく広がる河川・水田生態系が道路によって分断されるような形になりますので、Aブロックについての記載は「したがって、工事の実施及び道路の存在により、Aブロックにおける河川・水田生態系が改変されるものの、注目種・群集の生息・生育基盤は保全されるため、Aブロックにおける河川・水田生態系全体への影響はないものと考えられる。ただし、道路によって生態系の連続性が分断され、動物の移動経路を阻害する可能性が考えられるため、橋梁下部の利用や盛土部へのボックスカルバートの設置などにより、河川水田生態系への影響を低減する。」といった文章になっております。同じように、Bブロックですと、濁川の河川・水田生態系につきましては、橋梁で横断することになるのですが、笛吹川の西側に広がる河川・水田生態系につきましては改変しません。同じようにCブロックについては、平等川を橋梁で渡河することになりますので、各ブロックごとに考えて記載すると、当然こういった記載が考えられるという整理をしております。

農耕地生態系につきましては、路線が通ることによって、今現在、農耕地生態系として区分しているところが、今回の事業によって、かなり小さい、小規模で残るといったことがあります。その記載が17ページの表4-2-16、例えばAブロックですが、「道路によって生態系の連続性が分断されることにより、動物の移動経路の阻害や分断された小規模な区画での生息・生育基盤の変化が生じると考えられるため、橋梁下部の利用や盛土部へのボックスカルバートの設置、法面等地表改変部での在来種による植栽により、農耕地生態系への影響を低減する。」といった内容が書かれているというような形で、現在の準備書における生態系の記載を補足した資料を用意してまいりました。

(片谷会長)

たくさん資料を用意していただきまして、一通りご説明いただきました。ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただいた内容につきまして、まず資料1から、漏れがあるといけませんので、順次、今回新たにご回答いただいた項目についてのみですけれども、確認をさせていただきたいと思っております。

資料1の順番で進めたいと思っております。まず最初に、福原委員のご意見ですが、CE015、これはこの回答でよろしいですか。

(福原委員)

よろしいです。

(片谷会長)

では、ご了解いただけたということで、次のCE021は工藤委員のご意見で、それ以降、その次のページにもご意見があるので、CE024まであわせて、ご見解はいかがでしょうか。

(工藤委員)

ご回答をいただいたのですけれども、やはり準備書に戻ってみまして、例えば8-1-2ページを見ましても、具体的にやはり分からないのですが、もう少し具体的な説明をいただけないでしょうか。CE021でありますと、「大気質及び気象の調査地点は、準備書P8-1-2に記載したとおり、住居等の保全対象の位置、対象道路の構造～を適切に把握し得る地点」として、どうしてこの地点が選ばれたのかというのがやはり書いていないのですね。そこが知りたかったのですけれども。準備書だけではその位置も分からない。

8-1-34ページの、そこに用いた気象データのA1からA17地点の位置も分からない。

そのあと、B何々という地点がでできますよね。例えば、8-1-101ページに表8-1-60があるのですけれども、これはB7とB8の地点が「網掛け部は参考値を超えていることを示す」と書いてあるのですが、どうしてそうなるのかという記載もない。

なので、全体的に記載不足、説明不足という感が否めない。ご回答いただいたのですけれども、どうもやはり具体的によく分からないのですが。ちょっとこれだけでは私は「はい、分かりました」とは言えません。

(事業者 轟氏)

地図に関しましては、準備書本編ではなくて、図表集に全て掲載しております。

(工藤委員)

そうしますと、文章での説明はないのですね。「図を見ろ」「表を見ろ」ということになるわけですか。

(事業者 川野氏)

委員のご質問の趣旨としましては、準備書の中に、この位置を選定した理由を、例えば「道路と既存の保全対象となるものが近接している」などの文言を記載してほしいというご趣旨でよろしいですか。

(工藤委員)

そういうことです。

(事業者 川野氏)

分かりました。それであれば、事業者ともご相談することとなりますが、記載の充実化は図りたいと我々は思っております。

(片谷会長)

これにつきましては、今日は持ち帰りいただきまして、土橋さん、この件を審議できるのは、あと骨子案までにもう1回あるのですか。

(事務局 土橋主査)

もう1回あります。それであれば、次回に、骨子案のときにご審議いただきたいと思います。

(片谷会長)

それであれば、今の工藤委員のご指摘事項に関しましては、次回、補足資料をお出しいただいて、追加説明を、最終的には評価書に加えていただくわけですが、それを抜粋といいますか、その部分だけを抜き刷りしていただいた資料を、次回、ご提出いただくという形でお願いできますでしょうか。

(事業者 名取室長補佐)

評価書を見据えた中で、資料を準備しまして、次回、ご説明するようにいたします。

(片谷会長)

お願いいたします。

図面については、別冊の図面集に、A 1 1 から A 1 7 と、2 1 から、図面は全部載っていますよね。工藤委員、ご確認ください。

その間に、他のご意見について、進めたいと思います。C E 0 1 3 から C E 0 1 7 は福原委員のご意見が次のページまで続いておりますが、この部分についてはいかがでしょうか。

(福原委員)

基本的にはオーケーです。

(片谷会長)

もし何か追加のご指摘があれば、ご発言ください。

続きまして C E 0 0 7 から 2 項目が平林委員のご指摘で、もう C E 0 0 9 はご回答いただいていますけれども、いかがでしょうか。

(平林委員)

結構です。

(片谷会長)

はい、では平林委員、C E 0 0 7 はご確認いただいたということです。

今日は湯本委員がご欠席ですけれども、事前にご意見は聞いていないですよ。

(事務局 土橋主査)

いただいております。

(片谷会長)

では、湯本委員のご指摘に対する補足の説明については、次回までに確認をしていただけてください。

続きまして、大久保委員のご意見で、回答済みの部分もありますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(大久保委員)

はい。

(片谷会長)

では、これはご確認いただけました。

続きまして、佐藤委員も今日、ご欠席なのですけれども、当然これも事前には打診できていないで

すね。では、すぐに送っていただいて、なるべく早く追加のご質問やご意見があれば事業者にお伝え
いただくということをお願いします。

前回、ご発言いただいた委員以外の方でも、今日、補足説明があったことに対して、更に質問事項
やご発言があれば、出していただいて結構ですので、よろしく願いいたします。

続きまして、早見委員の後日意見ですけれども、いかがでしょうか。これでよろしいですか。

(早見委員)

はい。

(片谷会長)

では、ご了解いただけたということにしたいと思います。

次のページにいきまして、3ページにわたって石井委員のご意見にご回答をいただいておりますが、
石井委員、いかがでしょうか。

(石井委員)

全般的にはこれで良いと思いますが、C E O O 3のご回答で、アンケートなど聴いているはずだと
理解していたのですが、ここの部分を指して、住民意見は聴いていないということですね。現地に入
って、現地の人に、景観の部分については聴いていないのですね。

(事業者 名取室長補佐)

現地でのアンケートにつきましては、実施しておりません。

(石井委員)

そうすると、私のすぐ後に、早見委員の意見も載っていますけれども、現地の人がどういう風景を
大事にしているのかというのは、この中に反映されていないということですね。

今回、色々しっかりやっていただいたのですけれども、かえってこれだけインパクトのある構造物
が絵的にはっきり分かるので、この段階で意見をいただくというのが本来のタイミングではないか
と思います。手続上は今この時点で、今更何を言っても仕方がないのでけれども、本来であれば、もう
少し早い段階で、この絵を出して住民に対して意見を聴くべきであったと思います。

(片谷会長)

事務局にお尋ねしますけれども、縦覧期間は終わっているわけですね。今日お出しいただいている
資料ですけれども、これはどのタイミングで公表されるのでしょうか。

(事務局 土橋主査)

今回、事業者で作成していただいている資料につきましては、基本的には評価書の段階で反映して
いただくという形になりますので、公表のタイミングとしては、大臣意見を受けて補正評価書を作成
した後に、都市計画の資料とともに公表されますので、そのタイミングになります。

(片谷会長)

そうすると、今日のこの議事録が公表される時点では、この会議で提出された資料は、一緒に公表
されることは、制度上、できないということよろしいですか。

(事務局 土橋主査)

今の段階では、審議会の運営の仕方では、今のこういった資料につきましては、意思決定の途中の

段階ということで、議事録については氏名等も含めた形で公表となりますが、資料につきましては今のところ、途中段階では出していません。

(片谷会長)

石井委員のご要望は、資料2のようなものを地元の住民の方々に見ていただく機会があった方が良くという趣旨ですね。

(石井委員)

そうですね。

(片谷会長)

早見委員のご指摘もそれと共通するところがあるかと思いますが、何か良い方法はないものでしょうか。もし事務局からご提案があればお願いしたいのですが。

(事務局 土橋主査)

提案といいますか、逆に今の段階で制度的な裏付けを持って、先んじてというのは難しいと思います。あとは、何かのタイミングで、事業者にかかる部分になってしまいますが、僕らの方からうるさく言えないので、制度的には今の段階で、難しいというところではあります。

(片谷会長)

事業者にお尋ねいたしますけれども、これから評価書段階に進む段階には、例えば住民説明会など開催されるご予定はありますか。

(事業者 名取室長補佐)

今後の地元説明会等につきましては、都市計画決定が済みまして、事業化等の諸手続が終わって、現地に入る時点におきましては、地元説明会をしております。また、実際には更に測量や細かい設計をしていきますので、その段階では本当にきちんとした設計のものでお示しするところはございませんけれども、それまでの間にはそういう段階はございません。

(片谷会長)

今、石井委員や早見委員から出ているご意見の趣旨をできるだけ実現しようとするのと、恐らく最終的な設計を進められる段階で、この景観への影響について、可能な範囲でという話になりますけれども、周辺の住民の皆さんのご意見もできるだけ取り入れていただければ良いのではないかとということになるかと思いますが、今のご回答ですと、ある程度、設計の図面ができた段階で、それを住民に対して説明されるご予定であるという意味でよろしいですね。

(事業者 名取室長補佐)

基本的には、ある程度進んだ中で、本日のご回答の中でお示ししましたが、学識者等の意見も踏まえながら、景観等も含めて検討していった中で、ご説明をしていく形にはなろうかと思います。

(片谷会長)

手続的に、少なくともアセス手続上は、今日お出しいただいたような資料を事前に住民の方々に示して、ご意見をいただくという手続は公式的には難しいということですが、今後、設計を進められる中で、専門家の意見を聞かれるということですので、どなたに聞かれるのか分かりませんが、可能であればこの審議会の委員にも相談の機会を作っていただいて、できるだけ住民の方々の意向が

反映されるような、景観に配慮した設計をしていただきたいという要望としてまとめさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。もちろん、義務付ける法的な根拠はないですけれども、可能な限り、地元の方のご意見が間接的にでも反映できるような進め方をご配慮いただきたいということを要望としてお伝えしておきたいと思います。

早見委員は、この最後の意見について、何か追加でご発言いただくことはございますでしょうか。

(早見委員)

多分、見た目の問題もあるのですが、年数を経た時の形状がどう変わっていくのか。ずっと草地で管理されるのかどうか。今これを見ていると住宅密集地を比較的外したところで景観のフォトモンタージュができていますが、もっと密集したところで近いところ、橋梁も含めて、かなり住宅の近くを通るところは威圧的になるのではないかと思います。農耕地が比較的多いので、その盛土をした部分の向こうとこちらの行き来の利便性などがどのくらい変わってくるのか。多分ここに住んでいる方たちにとっては一番重要な問題になると思います。それもぜひ考慮の中に入れていただければありがたいと思っております。

(片谷会長)

今の件は要望ということでもよろしいですか。では、事業者の皆様には今後、設計段階に進むプロセスで、今のご指摘も十分ご配慮いただきたいと思います。

(平林委員)

関連してよろしいですか。今日作って出していただいた将来の風景で、照明灯のように道路架橋上に突出するような構造物はないのでしょうか。これを見る限りは何もないのですが。

(片谷会長)

資料2のモンタージュ写真ですか。

(事業者 名取室長補佐)

照明灯については、基本的にはインター部等の箇所に限られますので、通常の道だけが走っているような部分については照明灯はつかない計画となっております。

(平林委員)

インター部のような照明灯が立つ場所の、将来の風景のイメージ図はないのでしょうか。

(事業者 名取室長補佐)

今回、その部分についてはございません。建っている部分については出てきてございません。

(高木委員)

遮音のために塀が建つことが良くあると思うのですが、このモンタージュ写真にはそれが見えないのですけれども、このモンタージュ写真のある区間にはその塀は建たないのか、あるいは未検討なのか。あるいは、他のところで、塀が建つことが事前に予測されている場所でのモンタージュ写真は無いのでしょうか。

(事業者 名取室長補佐)

東区間の9kmにつきましては、騒音の評価等を行った中で、現在の状況で遮音壁が必要となるところはございません。

(片谷会長)

現在、遮音壁の計画はないということですね。先ほどの平林委員のご質問で、照明関係は確かにインター部分だけの設置ということはできるのですが、よく高速道路にある緑色の標識看板はインター部分以外でも、例えば「インターがあと2 km先」という標識看板が建ちますが、あれは結構高く、場合によってはそれがスカイラインを切ったりすることもあるかと思いますが、それは今回のものには考慮されていないということでしょうか。

(事業者 名取室長補佐)

標識等につきましても、詳細な設計をしないと、位置等が確定してまいりませんので、今回のものにつきましては反映しておりません。

(片谷会長)

はい、ありがとうございます。

(福原委員)

先ほどの高木委員の質問に関連することになるのですが、この道路計画を考えた時に、この地域周辺の都市計画も、将来、例えば農地が住宅地に転用されるといったことがもしあるようであれば、逆にそういうことによって、今までは騒音に関しては問題ない、ですから遮音壁等も必要ないと言っても、それ以降になると遮音壁等が必要になってくる可能性があるところがあるのかどうなのか。もしそのようなことがあるのであれば、盛土にしても高架にしても、将来、遮音壁等が建っても良いような構造なり、そういう遊びというか、事前の準備を考えておく必要があるのではないかと思います。ですが、それについてはいかがでございませうか。

(事業者 名取室長補佐)

騒音の予測の地点設定につきましては、現在立地している箇所、及び立地の可能性のある箇所につきましても想定をいたしまして、設定をしております。その結果、全地点で遮音壁が必要となるところはないという結果でございませう。

(片谷会長)

はい、いかがでしょうか。もう今、資料2もご意見をいただいておりますので、まとめて、資料3も含めて、ご質問をお受けしたいと思っております。

(大久保委員)

先にこの準備書ですが、お聞きしたいのですが、間違いではないかと思うのですが、8-9-5ページです。草地の中にオオフサモが入っていますが、これは水辺の間違いではないかと思っております。よろしいですか。

(片谷会長)

今のは誤記ということよろしいですか。

(事業者 名取室長補佐)

間違いですので、評価書にて修正させていただきます。ありがとうございます。

(大久保委員)

次に、資料2の8ページですけれども、「在来草本を用いた緑化」と書いてありますが、これにつ

いてはまだ具体的には考えていないのでしょうか。実はチョウ類の食草と植物には密の関係があるのですね。したがって、在来種を使うのであれば、やはりここに現在いるチョウ類の食草をできるだけ思慮してもらいたいという要望です。外来種は植えない、蒔かない。特にオオキンケイギクは、昨日テレビでやってましたけれど、オオキンケイギクなんかは蒔かないということをお願いします。この辺の検討はチョウ類との関係を踏まえて、ぜひこれからゆっくり検討をしていただきたい。

(片谷会長)

今の件は要望ということで、これからの設計等に反映させていただくということで、お願いしたいと思います。

(早見委員)

関連してよろしいですか。道路ではないのですが、河川敷等で見ると、例えばイネ科で、芝みたいな、比較的単一のもので埋め尽くしてしまうということがあって、色々なところで問題となるのは、単一植生だと、特定の昆虫が大発生して、近所の生活に少し支障をきたすとか、あるいは放置したことで特定の葛みtainなものが繁茂して、カメムシがたくさん出たとか、今までいくつも聞いている中で、在来草本種という括りの中に、要するに単一の、あるいは1つや2つの種類でなく、もっと複合的なものを考えてほしいと思います。多分、まだ今から検討されることだと思いますので、その辺りも考慮いただけると良いと思います。

(片谷会長)

今の件に関しては、審議会の要望事項としてお願いしたいと思います。

資料3についてはご意見がありませんけれども、これは追加のご説明ということでかなり詳細な資料をまとめていただきました。自然系の専門の先生方から、何かご意見がありましたら、承りたいと思います。

(平林委員)

私が「選定の根拠等について説明していただきたい」とお願いいたしましたので、今日、資料3を準備していただきました。これでよく分かりました。説明をしていただいて、非常によく分かったのですが、今説明をいただいた内容をある程度、評価書に反映させていただきたいと思います。現在の準備書では今お話しいただいた内容の大部分がカットされていて、最後の結論の部分だけが掲載されていますので、様々な誤解が出てきてしまう気がします。何とか今日ご説明いただいた内容のエッセンスだけでも追加していただき、評価書で補足説明をしていただければ、選定の根拠や絞り込みの方法などの手順がよく分かると思います。何とか、その辺りを折り込んでもらうような形で工夫していただければと思います。

(片谷会長)

では、今日の資料3の要点は、評価書の本編に折り込んでいただいて、多分図表を全部入れるのはそこだけが大量になってしまいますので、一部は資料編ということになると思いますが、その辺りは適切に振り分けを考えていただいて、少なくともこの内容の重要な部分は評価書の本編に入れていただくというのが、今のご意見の趣旨だと思いますので、ぜひそのようにご配慮をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(事業者 名取室長補佐)

体裁につきましては、また検討いたしまして、極力、内容等が分かるように進めていきます。

(片谷会長)

ありがとうございました。今日のこの資料は大変分かりやすくまとめていただいていると思いますので、ぜひこれが評価書にも活かされるようお願いいたします。

工藤委員、先ほどの確認はよろしいですか。

(工藤委員)

その前に資料3について教えていただきたいのですが、改変割合というパーセンテージが出てくるのですが、これは改変面積は道路になる割合ということで分かりますが、改変割合の数字の持つ意味といいますか、動植物の生息域に対して、その生息域が改変される割合ではなくて、この分母になっているところは、生き物にとってはどういう意味があるのかということがよく分からなくて、場合によっては改変割合が0.何%といった数字が1人歩きしてしまったり、誤解されてしまったりすることはないのかという不安を、専門外ゆえに思ったのですが、この数字はつまりは何を言いたい数字なのでしょう。

(事業者 川野氏)

今、ご質問が2点あったと思うのですが、1つ目は改変割合を求める時の分母は何かということだと思います。まず、分母といいますのは、この項目が生態系という扱いでやっておりますので、例えば今回のこの事業で、現地調査をやった範囲というのをまず閉空間で囲むわけですが、そういった中で、例えば林縁生態系、河川水田生態系といった4つの区分の中で、路線から250mの両側の延長という総面積の中で、それがどれくらい占めているのかというのが、分母になってくるわけですね。なるべく定量的に示すというお話の中で、やり方としてそのようなやり方をしています。

2つ目は、0.何%というのが、高いのか低いのかという具体的な基準は当然ございませんので、例えば大気や騒音は明確な基準が、決められたものがある中で予測値がどうだという話ができるのですが、こういう自然のものに関してはこの数値の評価というものはなかなか難しい。ですから、1人歩きというご懸念は尤もだと思います。

(鈴木委員)

15ページの表4-2-13に、河川水田生態系とあって、Aブロック、Bブロック、Cブロックとあるのですが、その着目した記載の1行目に「環境は水田等の一部であり」とそれぞれ書いてあるのですが、実際にはAブロックにだけ水田があって、BブロックとCブロックは河川だけで水田はないと思うのですが、これはもう少し丁寧に書いていただいた方がよいと思います。

(事業者 川野氏)

はい、了解しました。

(片谷会長)

ご確認いただいて、もし不整合があれば、修正していただくようお願いいたします。

工藤委員は最初の件は、何かご発言がありますか。

(工藤委員)

8-1-81ページの粉じん等の予測結果のC5、C6、C7と、それから8-1-101ページの建設機械の稼動に関わる二酸化窒素の予測結果のB7、B8というのは、他の地点に比べて明らかに飛び抜けて値が大きいですね。それからC5、C6と、B7、B8というのは同一の地点ですね。地点の選び方という私の質問に関連するのですが、これらの地点というのは一体どういう状況にあって、他の地点よりも高くなっているのか、その辺りの見解のご説明をお願いします。

(事業者 轟氏)

地点のご確認なのですが、8-1-81ページの工事用車両の粉じんのC5、C6、C7、それから8-1-101ページの建設機械の稼働の二酸化窒素のB7、B8ですね。

(工藤委員)

はい。他のところも見ますと、SPMも、8-1-104ページなどを見ますと、やはりB7、B8というのは、他の地点と比べて高いのですね。環境保全措置の後でもやはり高い。何かその地形的な要因や、周囲の環境が他の地点と比べて何か特異なところがあるのか。

(事業者 轟氏)

まず、8-1-81ページの工事用車両の粉じんのC5、C6、C7の値が高いことに関しましては、まず条件となっています工事用車両の台数、これが8-1-79ページにございまして、特にC5、C6、C7が680台、828台、680台と、台数がまず多いということ。それから、8-1-77ページ、78ページにございますように、断面的に道路から予測地点までの距離が短く、発生源から予測地点までの距離が短いということで、値が大きくなっているという要因が考えられます。

(工藤委員)

この周辺は住宅地ですか。

(片谷会長)

若干住宅がある、密集はしていないというレベルです。私が答えることではありませんが。

(事業者 轟氏)

県道や幹線道路の沿道ですので、商業地域や住居地域といった土地利用状況の地点だと認識しております。

(工藤委員)

評価書の段階では今ご説明いただいたような内容を、表などの説明としてしっかりと記載していただきたいと思います。全般的に「表に示すとおりである」「値はこうである」というだけの記載にとどまっていて、どうしてそうなるのか、その詳細はどうかという説明が非常に不足しているという感じを強く受けていますので、評価書の時にはよろしくお願いします。

少し細かいのですが、8-1-91ページなどの式が出てくるところで、下付き文字はきちんと下付きで書いてほしいと思います。少し気持ちが悪いので。よろしくお願いします。

(事業者 轟氏)

承知いたしました。

(片谷会長)

表の中の α_y や γ_y ですね。表記上の細かいところですが、一通りご確認ください。

今のご指摘に関しましては、確かに値の大きいところについて、特にどういう状況の場所であるという説明を具体的に、それと環境保全措置の説明が連動していれば、周辺に住んでいらっしゃる方も理解ができると思うのですが、このままですと確かに不安を覚える方がいらっしゃると思われるので、その辺の対応をお願いいたします。

(福原委員)

準備書の8-2-3ページの騒音の状況の調査というところで、表8. 2. 3 (2)について少しお伺いしたいのですが、番号6の笛吹市石和町広瀬で騒音調査をした結果が昼間も夜間も数値が高く、同じ値なのですね。それに比べると、絶対値は別としまして、他の地点では必ずと言って良いほど、夜間の方が小さい傾向がある。これは、カッコの中には道路交通騒音と書いてありますから、車の騒音を対象としたときに、こういう数値で、なおかつ昼も夜も同じだということが、少し不思議に思ったのです。車速による変化なのか、交通量が変わってくるのか。もちろんこの地点では次の表8. 2. 4で他と比べると絶対的に日交通量が大変大きいわけですが、こういう関連でどうしてなのかということが1つあります。

準備書を読みきれていない部分があって申し訳ないのですが、ご質問申し上げるのですが、予測に関連することですけれども、例えば今の石和町広瀬のようなところで見たとときに、その対象道路の寄与分や既存道路の寄与分で見ますと、そんなに等価騒音レベルの値は大きくない。その辺の関連はどのように考えているのかと思ったのです。

それから、予測ということに関連して、今、必然的に日本音響学会の提案しているASJ RTN-Model 2008ということをやっておりますが、道路構造や車の性能が良い意味で良くなってきたために、騒音の値もだんだん小さくなってきているのです。ところが、今回の道路構造を見ますと、盛土があったり高架道路があったりするのですけれども、その高架道路があるということは必ずどこかの部分にジョイント部があると思うのです。実際、私が自分の経験で、最近の傾向はジョイント部の音は非常に取り残されている。もちろんこの予測式の中でジョイント部の検討はやっていないのです。そうすると、その値を除いて数値を出した予測値が果たして今後、現場としてそれを用いて良いのだろうかという根本的な疑問を持つように最近になってきたのです。もしそれを入れていけば、交通量が多ければ多いほど等価騒音レベルにしても何にしても上がっていく傾向であるから、実際に取り残された音というのはどう対応されていくのか。特にコンサルタントの方は実際に色々なところで仕事をやられて、どういう風にお考えなのかということをお伺いしたいです。個人的な疑問も含めてですけれども、以上です。

(事業者 轟氏)

石和町広瀬の測定地点につきましては、対象道路が国道20号ということで、かなり他の道路と比べて交通量が多いということ、大型車混入率も比較的高いために、実際にどうなのか分からないところもありまして推察でもあるのですけれども、夜間の交通量、特に大型車の交通が多くて、昼、夜、同じような騒音レベルの高い状態であるというのが考えられると思います。

(福原委員)

もしそういうことであれば、もともとがその騒音の状況で、「昼夜ともに環境基準を超過している」という一言で表していますけれど、やはりこのような例はないものですから、その理由はどうしてなのかというようなことを、それなりにしておかないと、もっと裏返すと、今はこう騒音が大きいから、ここに別のものを造ったとしてもほとんど寄与しないから、問題ないということになってくる可能性があるのではないかと思うのです。逆に言えば、国交省も交通センサスをずっとやっけていながら、そういうオーバーしているところをどんどんなくしていかなければならないし、いつているわけです。そういうものとの関連性も考えていかなければならないのではないかと考えております。

(片谷会長)

私が補足説明するのは変なのですが、ここは日中、特に朝方の通勤交通の時間帯は小型車で渋滞もしますので、大型車はあまり入ってこないのです。それで小型車だけの音なのです。それで夜になりますと、すいているものから大型車が走りまして、中央道を通るより、無料ですので、

飛ばして大型車がたくさん走っているという状況になりますので、昼と夜では様相が一変する区間です。ですから、夜の音は先ほどご説明があったように主として大型車、昼間は特に朝方、小型車がかなり集中する区間ですので、川を渡るところの近くはどうしても集中するので、それで騒音レベルが高くなる。恐らく甲府の周辺でも騒音レベルの高い、もう少し西寄りのところにもう少しあるのですが、特に高い地域だと思います。

(福原委員)

そうですか。非常に現場を知っている、元・地元というか、そういう感じですからお分かりになると思うのですけれども。そういうことであれば、できればこういう調査結果の交通量などのところに、我々が見たときに、何か推測できるような表現の仕方というのですかね。そうした方が非常に良く、明確になるわけですけれども。

(片谷会長)

評価書の段階で少し補足説明を入れていただけるようにご配慮をお願いいたします。

2点目は、ジョイント部の影響を予測に考慮できる可能性はあるかというご質問ですが、これについてはいかがでしょうか。

(事業者 轟氏)

ジョイント部の影響を考慮した予測はできない状況ですので、今後の予測プログラムの開発等の状況を見ながら、適切に反映していきたいと思っております。

(福原委員)

実際にはそうで、それはよく理解しております。ですけれども、実際にはそこで測ったときには、必ずこの数値よりも大きい傾向に、ましてや交通量が多くて、ハイスピードで、これで見ましても速度を結構上げて走るようになっていきますから、継続時間は短いですが、最大値は非常に大きな値が次々に出てくる。そうしますと、エネルギーベースで考えても、この予測値を引き上げる傾向にあるのは間違いないのに、何かその辺りのところが、周辺の住民の方々にも理解できるようにされるのが、より優しい評価といいますか、実態にそぐうような、そこまで考えているのだということで、そしてそれに対して将来どうあるべきかというようなことも、1つの提案というとおかしいですが、そういう糸口を提示するような表現でないと、規定に則ってこれに従ってやったという、これはこれで間違っていない、でも実測は違うではないか、でもそれはこの予測に入っていないものを入れているから違うのだと言ったって、実際の普通の住民の方は理解しないし、納得できなくなるのが起こるのではないかという気がしております。

(事業者 名取室長補佐)

評価の中でどういう形で持っていくかは何とも言えない部分がございますけれども、少し話は変わってくるのですが、準備書に対する意見の中で、見解書の7ページの下のところがございますが、一般の住民の方もやはり同様の懸念を持たれている方がいらっしゃるしまして、「車両が道路の継ぎ目を通過する際に発生する騒音対策を行ってほしい。」というようなご意見をいただいております。それにつきましては、現在どういう形というのははっきりしませんが、「橋梁の詳細設計においては、騒音の影響を小さくするため、ジョイント部の構造を検討するなど、周辺環境に配慮した道路整備に努めてまいります。」というようなことでお答えをさせていただいているところでございます。

(福原委員)

参考に、1つだけ、私が測定した結果で、ご興味があったら聞いてほしいのですけれども、大体1

00 km/hくらいで走行していて、日本で一般的に使われているジョイントで、50mくらい離れても最大値で70 dBくらい出るのですね。決して無視できるような値ではないということです。

(片谷会長)

ありがとうございました。今のは参考データとして、ご了解いただきたいと思いますが、こういう風に評価書に反映させるかというのは、なかなか難しいところで、予測手法としてまだ確立されたものが出ていない状況ですと、なかなかアセスの審査の中でこれを使いなさいという知事意見には入れにくい状況ですので、この時点では、そういう部分に対する配慮を、十分していただきたいという要望の意見として、ここではお伝えしておくことにしたいと思います。

(石井委員)

お願いなのですが、フォトモンタージュを作るときに、大型トラックなどをきちんと走らせた絵にしていきたい。建築ですとパースを描くときに必ず人や車を入れるのですが、土木ですと省いてしまうのですね。なぜだか分からないですけど。そういったものを入れて、スケール感を出していただきたいということと、もう1点教えていただきたいのですが、盛土のところの法面が、例えば、3ページではかすかにフェンスが描かれていたり、6ページではコンクリートが立ち上がったような絵があるのですが、これはどのような形になるのか。またはそれが反映されたような絵になっているのか。

(事業者 名取室長補佐)

2ページについてはフェンスが入っておりませんが、基本的には、2ページと6ページを見比べていただくと、6ページにつきましては手前側に渋川がございまして、反対側に県道が走っておりまして、その間に通る関係から、ここについては立ち上がりの壁ができてまいります。これが表現されておりまして、ここにつきましては高さ的に人が登ることが難しいということで、フェンスがございません。一般的には法面につきましては、フェンスを設けるような形になりますので、2番につきましては現在抜けておりますので、実際に反映させるときにはフェンスを入れた形で、もう1回精査をしまして、入れ込むようにいたします。

(片谷会長)

お願いいたします。もし可能ならば車も走らせたモンタージュを載せていただきたいという要望も出ておりますので、ご検討をお願いいたします。

(福原委員)

コンテナ車のようなものも入れてください。

(片谷会長)

大型車もやはり一部入っていないといけませんね。では、それはご検討ください。

では、希少種の審議に移りますが、傍聴人の方はいらっしゃらないですね。それではこのまま審議を続けさせていただきます。

～ 希少動植物に関する事項に係る審議（非公開） ～

議題3) その他

(片谷会長)

特に全体を通して、何かご発言はありますか。

ございませんようでしたら、事務局から今後の日程等についてのご説明をお願いいたします。

(事務局 土橋主査)

今後の日程等についてご説明させていただきます。次回につきましては、7月30日に開催を予定しております。その次なのですけれども、これまで8月13日ということでお知らせしているのですけれども、時期が時期で、お盆に入ってしまうということで、もう1度いかがでしょうかということで、ご相談させていただければというところでございます。

(片谷会長)

8月13日が次々回ということになっておりますけれども、若干、交通機関の影響で移動がしにくい時期ではございますが、私が通勤していました経験から言いますと、1ヶ月前に切符を買えば、大丈夫です。1日で全部売り切れるということはないという状況です。

(福原委員)

その前後の週はどうですか。

(事務局 土橋主査)

今までお伺いしている中では、8月はその日が唯一定数に達しているという裏事情が正直なところあるのですけれども。

(片谷会長)

東京や長野から来られる方々は、若干、切符の手配を急いでいただかなければいけないのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、当初の予定通り8月13日で、これはやむを得ないということをお願いいたします。

では、条例改正の件についてお願いします。

(事務局 土橋主査)

クリアファイルにはさませていただいた条例の条文の一式と、追加資料と書いてある資料が1枚ありますが、これにつきましては、昨年4月に環境影響評価法の改正公布を受けまして、環境影響評価法が今年の4月1日から改正法として施行されております。そういった中で、これまでも一昨年度、昨年度、委員の皆様にご相談させていただく中で、手続の方を進めさせていただきまして、条例の改正を、経緯の2行目にありますが、1年以内に施行する部分につきましては、昨年12月21日に改正いたしました。4月1日から施行しております。この段階、4月1日から施行の部分につきましては、下の図の方を見ていただきますと、2重線で囲ってある部分がございます。例えば、上の方からいきますと、方法書段階の説明会及び要約書の作成の手続を追加、続きまして電子縦覧、これはインターネット等で方法書、準備書、評価書、以降の手続につきましても、インターネットの方で図書の縦覧をするというものを、これまでは事業者等の協力の中で行ってきたのですが、今後はこれは規定として実施することとなります。それから、法の改正とは関連しない部分なのですが、縦覧期間終了後に関しても、図書のインターネット上で閲覧ができるような形で、これにつきましては県の方でデータをいただきまして縦覧を継続するというような形で、規定の方を制定、変えさせていただきました。それから、事業内容の変更に係る手続の方を、これまでは調整という形で進めてきたのですが、規定の中で明確に進めていくといった規定の方を今回新たに規定いたしました。

環境影響評価法につきましては、実は2段階施行という仕組みになっておりまして、今ご説明した部分は1年以内で施行していく部分で、もう1つ、環境影響評価法は2年以内に施行するという部分がございます。これは今出ています風力発電所に関する部分とか、SEAに絡む部分、事後調査に関する規定、こういったものが主に法改正に絡む部分として出てきます。これにつきましては今、この図の真中の列になりますけれども、発電所を対象事業とするとか、条例で事後調査の今後の取り扱い、県独自のSEA制度の検討と、こういった部分につきましては今年度から検討をして、どうしていくかという部分を、考えていかなければならないところかなと思います。もう1つ、その下のところで、本年度改正予定ということで網掛けがしてありますけれども、これにつきましては法改正、法のSEAを行う中で、知事に意見を求める場面が出てきます。そういったところで、県としてこういった形で意見形成をしていくのかという手続の部分がございますので、この部分については改正が必要になってくると思います。具体的には意見を形成していく中での、技術審議会をどういう位置付けでやるのかというところが絡んでくるという風に担当としては今考えております。最後になりますが、もう1つ、法律の関連はしない項目になりますが、規模用件について、今の規模用件について1度、もう1回、チェックをするような形で確認をするというような、そういった部分が今後の環境影響評価制度のテーマとなっております。

もう1つ、最後に、条例の改正部分につきましては、条文部分はお手元にお配りした条例集の中に、赤線でアンダーラインが引いてある部分があります。そこが今回改正した部分になりますので、これまでのものと少し条文がずれたりしていますが、よろしくお願いたします。

(片谷会長)

ありがとうございました。何かご質問事項等ありますか。

はい、それでは、これで議題は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

4 閉会

(進行 依田課長補佐)

片谷会長、どうもありがとうございました。

これもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。

本日は長時間、ありがとうございました。